



五霞町告示第 13 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公告する。

平成 30 年 3 月 23 日

五霞町長 染谷 森雄



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

五霞地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 22 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営対数

法人	2 経営体
個人	18 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し手となりうる農家に対して農地中間管理事業の周知を図り、農地中間管理機構への貸付を推進していく。

6. 今後の地域農業のあり方

(1) 取組事項

新規就農の促進、規模拡大

(2) 農地利用のあり方

地域の中心となる経営体（法人・集落営農組織・認定農業者等）及び農地中間管理機構 に農地を貸し付けて集積を図り、より一層の作業の効率化と規模拡大を目指す。